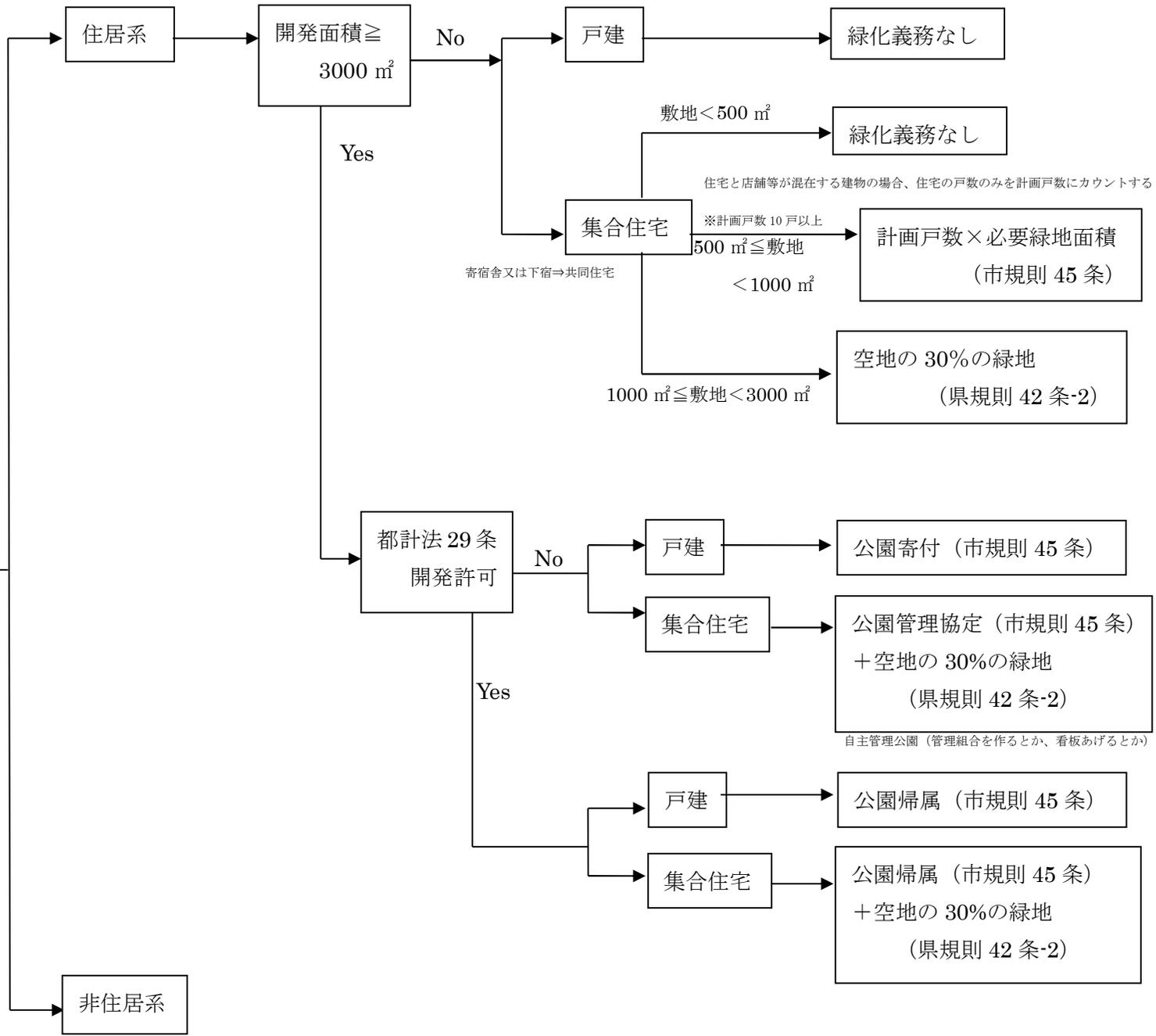


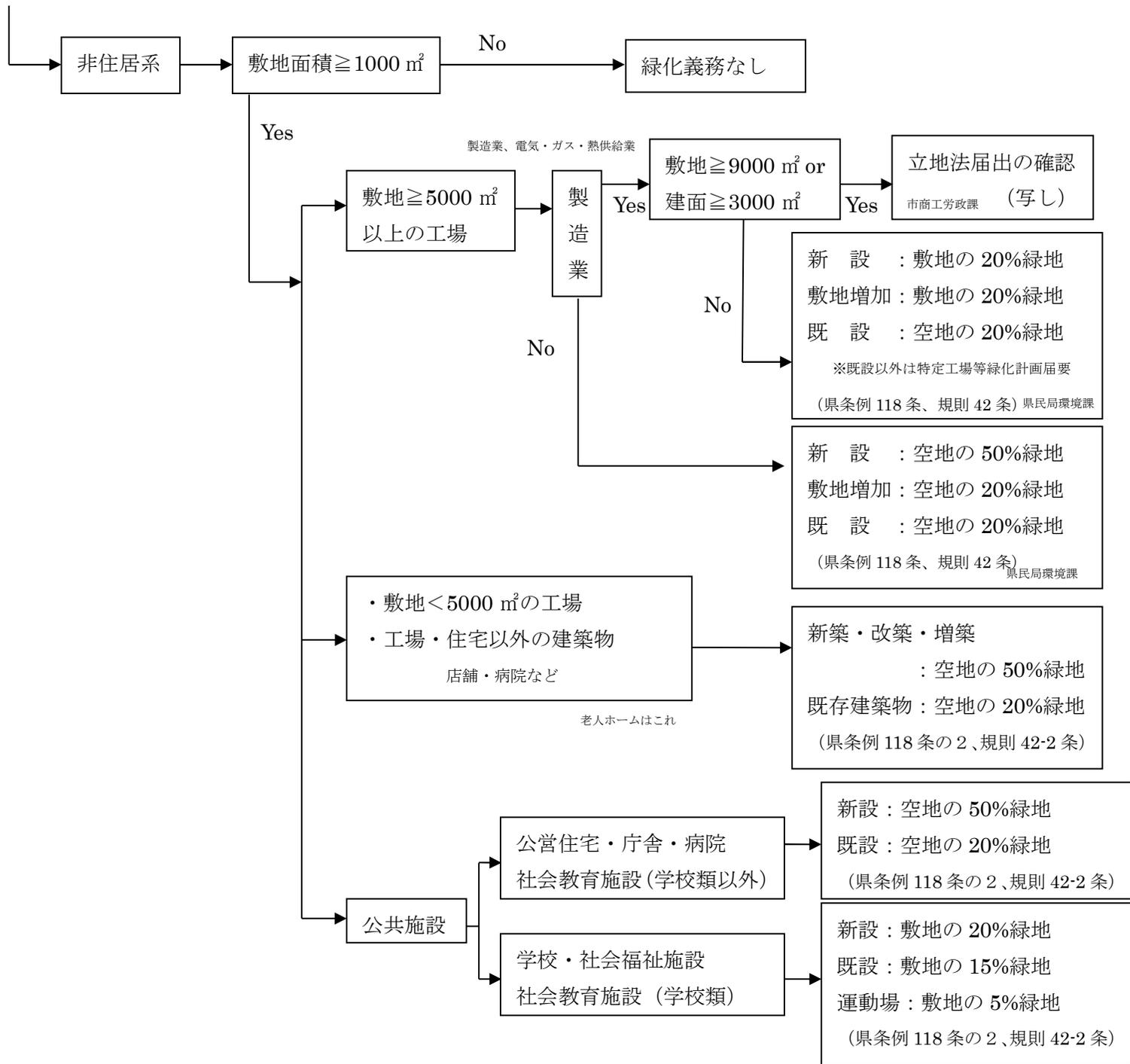
開発事業（第3条）

- ①都計法開発（29条）
- ②位置指定道路（42条1-5）
- ③中高層住宅（10m超）
- ④集合住宅（10戸以上）
- ⑤特定規模建築物
（敷地 10000 m²以上
建物 2000 m²以上）



特養・老人ホーム・保育所

建築面積 1000 m² 以上で屋上・壁面緑化が必要（県届出）
歩けるところの 20%



建築面積 1000㎡以上で屋上・壁面緑化が必要
(特定工場等緑化計画届) 歩けるところの 20%

建築面積 1000㎡以上で屋上・壁面緑化が必要
(建築物等緑化計画届) 歩けるところの 20%

製造業、電気・ガス・熱供給業

老人ホームはこれ

新設：敷地の 20% 緑地
敷地増加：敷地の 20% 緑地
既設：空地の 20% 緑地
※既設以外は特定工場等緑化計画届要
(県条例 118 条、規則 42 条) 県民局環境課

新設：空地の 50% 緑地
敷地増加：空地の 20% 緑地
既設：空地の 20% 緑地
(県条例 118 条、規則 42 条) 県民局環境課

新築・改築・増築
：空地の 50% 緑地
既存建築物：空地の 20% 緑地
(県条例 118 条の 2、規則 42-2 条)

新設：空地の 50% 緑地
既設：空地の 20% 緑地
(県条例 118 条の 2、規則 42-2 条)

新設：敷地の 20% 緑地
既設：敷地の 15% 緑地
運動場：敷地の 5% 緑地
(県条例 118 条の 2、規則 42-2 条)